

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和2年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井（上流）
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
家庭	可燃ごみ	収集ごみ	75,150	80,530	87,400	86,440	89,130	87,500	83,720	78,050	82,120	75,620	66,280	80,160	972,100	
		搬入ごみ	18,150	21,870	14,880	14,120	13,660	10,100	14,950	12,790	12,290	7,000	8,060	11,800	159,670	
		小計	93,300	102,400	102,280	100,560	102,790	97,600	98,670	90,840	94,410	82,620	74,340	91,960	1,131,770	
	不燃ごみ	収集ごみ	10,360	10,230	8,740	9,190	7,710	7,820	8,130	7,390	9,580	6,060	5,300	7,740	98,250	
		搬入ごみ	18,940	28,040	16,540	22,840	15,810	13,860	12,760	14,580	9,780	2,240	6,770	11,860	174,020	
		小計	29,300	38,270	25,280	32,030	23,520	21,680	20,890	21,970	19,360	8,300	12,070	19,600	272,270	
	粗大ごみ		1,430	370	220	960	170	540	560	200	720	0	460	420	6,050	
	資源	古紙類	ダンボール	16,340	10,630	21,290	21,940	14,750	24,810	32,570	9,000	3,840	13,030	19,930	36,600	224,730
			新聞	5,900	6,210	7,190	0	6,600	6,230	6,680	0	9,020	7,960	7,280	0	63,070
			雑誌	7,810	9,750	7,850	15,090	0	6,760	7,420	5,960	7,890	6,500	6,000	6,980	88,010
			紙パック	374	0	0	0	504	0	0	0	0	494	0	354	1,726
			小計	30,424	26,590	36,330	37,030	21,854	37,800	46,670	14,960	20,750	27,984	33,210	43,934	377,536
		ガラス類	無色びん	0	12,260	0	0	0	0	0	0	0	13,360	0	0	25,620
			茶色びん	13,520	0	0	0	0	0	14,430	0	0	0	0	0	27,950
			その他びん	0	0	12,630	0	0	0	0	0	0	0	0	12,850	25,480
小計			13,520	12,260	12,630	0	0	0	14,430	0	0	13,360	0	12,850	79,050	
金属類		スチール缶	0	0	2,100	0	0	2,140	0	0	1,480	0	0	2,060	7,780	
		アルミ缶	0	0	4,860	0	0	5,040	0	0	4,650	0	0	5,200	19,750	
		金属スラップ	3,780	22,840	11,810	3,780	8,760	4,240	8,590	6,140	8,110	0	5,250	15,320	98,620	
小計		3,780	22,840	18,770	3,780	8,760	11,420	8,590	6,140	14,240	0	5,250	22,580	126,150		
プラスチック類		ペットボトル	2,426	2,536	2,476	3,378	4,130	3,288	2,536	3,408	1,714	2,696	2,576	2,596	33,760	
		発泡スチロール	0	0	500	0	0	0	0	0	402	0	0	0	902	
	その他	3,600	5,470	1,830	5,480	5,590	7,360	1,820	3,560	5,440	3,570	3,530	8,810	56,060		
	小計	6,026	8,006	4,806	8,858	9,720	10,648	4,356	6,968	7,556	6,266	6,106	11,406	90,722		
布類		273	0	219	0	214	153	126	0	207	0	212	0	1,404		
使用済小型家電		0	0	1,887	2,326	0	0	1,844	0	0	2,312	0	1,427	9,796		
有害ごみ	乾電池	0	2,611	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,611		
	蛍光灯	0	1,390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,390		
	小計	0	4,001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,001		
計		54,023	73,697	74,642	51,994	40,548	60,021	76,016	28,068	42,753	49,922	44,778	92,197	688,659		
合計		178,053	214,737	202,422	185,544	167,028	179,841	196,136	141,078	157,243	140,842	131,648	204,177	2,098,749		
累計		178,053	392,790	595,212	780,756	947,784	1,127,625	1,323,761	1,464,839	1,622,082	1,762,924	1,894,572	2,098,749			
事業系	可燃ごみ	60,940	46,260	59,730	63,420	68,210	62,710	72,500	55,320	58,300	44,320	42,270	56,250	690,230		
	不燃ごみ	33,260	38,150	11,730	11,890	7,450	31,750	17,000	14,130	14,250	3,080	10,740	12,250	205,680		
	合計	94,200	84,410	71,460	75,310	75,660	94,460	89,500	69,450	72,550	47,400	53,010	68,500	895,910		
	累計	94,200	178,610	250,070	325,380	401,040	495,500	585,000	654,450	727,000	774,400	827,410	895,910			
総合計		272,253	571,400	845,282	1,106,136	1,348,824	1,623,125	1,908,761	2,119,289	2,349,082	2,537,324	2,721,982	2,994,659	20,398,117		
累計		333,193	904,593	905,012	1,169,556	1,417,034	1,685,835	1,981,261	2,174,609	2,407,382	2,581,644	2,764,252	3,050,909	21,375,280		

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	50,150	39,720	13,430	29,280	12,300	34,830	19,950	22,620	17,670	9,740	12,740	8,290	270,720

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日 措置の内容													
遮水工	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日 措置の内容													
調整池	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日 措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	第1条第2項第14号ロ
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日 措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日	11月30日	12月30日	1月29日	2月26日	3月31日	第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日 措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回	3月31日	55,000	639	33,171	第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流) 採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月12日	7月8日	8月20日	9月11日	10月9日	11月13日	12月11日	1月6日	2月12日	3月12日
結果の得られた日	5月7日	5月20日	6月23日	7月15日	8月28日	9月24日	10月19日	11月24日	12月18日	1月15日	2月25日	3月18日
塩化物イオン	4.5	6.0	6.7	6.8	7.2	7.0	7.0	7.3	5.6	4.2	5.6	4.2
電気伝導率	18.1	18.8	17.1	22.5	17.0	17.1	16.9	17.0	9.84	9.61	9.82	9.29
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月13日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月23日	12月18日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.001	< 0.001	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0002	< 0.0002	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	0.003	0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.05	< 0.05	1,2-ジクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	0.001	0.001	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月13日	ダイオキシン類	0.25	0.32	必要な措置を講じた日
結果の得られた日	6月23日	12月18日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容

(2) 地下水観測井(上流)

採水場所： 弟子屈町字美留和79番地1

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月12日	7月8日	8月20日	9月11日	10月9日	11月13日	12月11日	1月6日	2月12日	3月12日
結果の得られた日	5月7日	5月20日	6月23日	7月15日	8月28日	9月24日	10月19日	11月24日	12月18日	1月15日	2月25日	3月18日
塩化物イオン	5.2	5.2	5.1	6.5	5.4	5.5	5.5	5.8	13.0	5.5	4.3	5.6
電気伝導率	10.4	11.0	10.0	22.7	10.0	9.98	10.1	10.2	11.0	9.83	9.47	9.87
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月13日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月23日	12月18日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.001	< 0.001	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0002	< 0.0002	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.05	< 0.05	1,2-ジクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	0.001	0.001	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月13日	ダイオキシン類	0.18	0.093	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月23日	12月18日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

(3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月12日	7月8日	8月20日	9月11日	10月9日	11月13日	12月11日	1月6日	2月12日	3月12日
結果の得られた日	5月7日	5月20日	6月23日	7月15日	8月28日	9月24日	10月19日	11月24日	12月18日	1月15日	2月25日	3月18日
水素イオン濃度(水素指数)	7.2	7.2	7.3	7.5	7.6	7.6	7.5	7.5	7.6	7.6	7.3	7.5
生物学的酸素要求量	0.2	0.3	0.7	0.2	0.5	0.2	< 0.2	0.4	1.3	0.3	< 0.2	< 0.2
化学的酸素要求量	8.6	6.8	6.7	6.8	8.6	4.7	7.5	8.4	11.0	7.4	4.2	9.7
浮遊物質	3.0	2.0	2.0	2.0	< 1.0	1.0	3.0	1.0	4.0	2.0	2.0	2.0
窒素含有量	4.6	4.3	4.3	6.1	8.0	2.5	4.8	5.8	6.7	5.1	1.5	6.6
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月13日	1,2-ジクロロエタン	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	< 1	< 1
結果の得られた日	6月23日	12月18日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	フェノール類含有量	< 0.2	< 0.2
アルキル水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	銅含有量	< 0.005	< 0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.002	< 0.002	亜鉛含有量	< 0.005	0.013
カドミウム及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.002	< 0.002	溶解性鉄含有量	0.03	< 0.02
鉛及びその化合物	< 0.005	< 0.005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.01	0.01
有機燐化合物	< 0.02	< 0.02	チウラム	< 0.001	< 0.001	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.05	< 0.05	シマジン	< 0.001	< 0.001	大腸菌群数	0	0
砒(ひ)素及びその化合物	0.002	0.003	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002	燐含有量	1.4	0.7
シアン化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.002	< 0.002	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	ほう素及びその化合物	0.31	0.2	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	ふっ素及びその化合物	< 0.1	< 0.1	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	6.6	3.7			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	< 1	< 1			

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	5月11日	11月13日	ダイオキシン類	0.000054	0.000039	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月23日	12月18日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		